

## 記入上の注意

支給認定申請書は、保護者の皆様が次の点に注意し記入のうえ市川市（幼稚園等の施設（事業者）を経由して提出する場合は、入所を申し込んだ施設）に提出して下さい。なお、2人以上の児童が同時に申請を行う場合は、それぞれの児童ごとに申請書の提出をお願いします。

### （申請書表面）

- 1 「申請に係る子ども」の欄は「氏名」にふりがなを付し、生年月日、クラス年齢を記載し、「障害者手帳の有無」の欄は、申請児童に係る障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等）の有無について、該当するものを○で囲んで下さい。
- 3 「保護者の住所・連絡先」欄の（連絡先）については、連絡先が複数ある場合は連絡のつきやすい順に全て記入して下さい。
- 4 「支給認定証番号」の欄は、申請児童が既に支給認定を受けている場合は、当該申請児童に係る認定証番号を記入して下さい。
- 5 ①「情報の閲覧等に関する同意の署名」の欄は、署名欄の記載の内容を確認のうえ、保護者の方が署名をして下さい。
- 6 ②「世帯の状況」の欄は、申請児童本人以外の世帯員を記載してください。両親の備考欄（同居・別居 該当するものを○で囲んでください。）及び同居している親族等の全員について記入するとともに「前年度分・当年度分 市町村民税課税の有無」欄は該当するものを○で囲んで下さい。また、世帯員の中で申請児童の他に支給認定を受けている児童がいる場合は、当該児童に係る「支給認定証番号」を「備考」に記入して下さい。

### （申請書裏面）

- 7 ③「利用を希望する期間及び希望する施設（事業者）名」の「利用を希望する期間」の欄は、小学校就学始期に達するまでのうち、施設（事業者）の利用を希望する期間を記入して下さい。なお、申請書表面の「保育の希望の有無」の欄で「有」を○で囲んだ場合は、保育の必要性の事由により該当すると見込まれる期間の範囲内で記入して下さい。
- 8 ③「利用を希望する施設（事業者）名」の欄は、希望する順位に従い施設（事業者）名を記入し、また、その施設（事業者）を希望する理由の該当する□にチェック（☑）をしてください。
- 9 ④「保育の利用を必要とする事由等」の欄は、表面の「保育の希望の有無」の欄で「有」を○で囲んだ場合に記入して下さい。同居する65歳未満の祖父母がいる場合、続柄欄に記入し、「必要とする事由」の欄で該当する□にチェック（☑）をしてください。「その他」の□にチェック（☑）をした場合、内容を（ ）内に記入してください。  
（申請書表面の「保育の希望の有無」の欄で「無」を○で囲んだ場合は記入の必要がありません。）
- 10 保育の認定基準は、次の表に掲げるような場合です。

#### 保育の認定基準

保育の必要性の認定を受ける場合は、両親いずれも（両親と別居している場合には児童の面倒を見ている者）が次のいずれかの事情にある場合です。

- |          |   |
|----------|---|
| (1)就労等   | （家庭外労働） 児童の保護者が家庭の外で仕事をするのが常態なので、その児童の保育ができない場合<br>（家庭内労働） 児童の保護者が家庭で日常の家事以外の仕事をするのが常態なので、その児童の保育ができない場合            |
| (2)妊娠・出産 | 児童の保護者が出産の前後のため、その児童の保育ができない場合  |
| (3)疾病・障害 | 児童の保護者が病気、負傷、心身に障害があったりするので、その児童の保育ができない場合  |
| (4)介護等   | 児童の家庭に介護が必要な高齢者や、長期にわたる病人、心身に障害のある人、小児慢性疾患に伴う看護が必要な兄弟姉妹がおり、保護者がいつもその同居又は長期入院・入所している親族の介護・看護にあたっているため、その児童の保育ができない場合 |
| (5)災害復旧  | 火災や、風水害や、地震などの災害があり、その家屋を失ったり、破損したため、その復旧の間、児童の保育ができない場合  |
| (6)求職活動  | 児童の親が求職活動（起業準備を含む）を行っているため、その児童の保育ができない場合   |
| (7)就学    | 児童の親が就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）のため、その児童の保育ができない場合  |
| (8)その他   | 虐待やDVのおそれがある場合<br>育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である場合<br>その他、上記に類するものとして市が認める場合                                  |

- 11 ④「家庭の状況」の欄は、該当する□にチェック（☑）してください。
- 12 ④「希望する利用時間」の「利用する曜日」の欄は、該当する曜日に○を付けてください。
- 13 ④「希望する利用区分」の該当する□にチェック（☑）してください。利用区分は、必要とする事由や利用時間により認定されますのでご了承ください。

### （留意事項）

支給認定（保育の必要性の認定）及び施設（事業者）への入所については、

- 保育の実施基準に該当しないため、希望する認定が受けられない場合
- 希望者が多数いるため希望する施設に入所できない場合
- 保育の実施基準の該当事由により利用期間の希望に添えない場合がありますので、あらかじめご承知下さい。

記入上の注意

保育所等利用申込書は、保護者が次の点に注意の上、記入し、市役所こども入園課 又は 行徳支所子育てナビ行徳 に提出してください。なお、同時に2人以上の児童の利用を申し込む場合には、それぞれの児童ごとに1枚の利用申込書を提出してください。

- 1 「申込児童の保護者」の欄は、「氏名」にふりがなを付すとともに、生年月日、年齢及び職業等を記入してください。
- 2 「申込児童」の欄は、「氏名」にふりがなを付すとともに、生年月日及びクラス年齢を記入してください。
- 3 「上記以外の同居家族」の欄は、「申込児童の保護者」及び「申込児童」以外の同居している親族等の全員について記入してください。
- 4 「利用希望保育所等」は希望する順位に従い保育所等を記入してください。なお、第5希望以上ある場合は余白に記入してください。
- 5 「利用を希望する理由」の欄は、その児童の保育ができない理由を1から3までのうちから選択するか又は具体的に記入してください。
- 6 「保育の利用を希望する期間」は、該当するものにレ点を入れ、保育の利用を必要と見込まれる期間の範囲内で記入してください。
- 7 「多子軽減措置確認欄」は、該当する場合のみ記入してください。
- 8 保育所等の入園については、
  - ・希望者が多数いるため希望する保育所等の利用ができない場合
  - ・保育所等の受入態勢が整わないため、利用ができない場合がありますので、あらかじめご承知ください。なお、申込内容が実際と異なるときは、利用を取り消すことがあります。

※福祉型児童発達支援センター等とは、以下の施設となります。

- ・難聴幼児通園施設
- ・医療型児童発達支援センター
- ・情緒障害児短期治療施設